

令和6年3月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表②

(2月26日追加提出分)

財政課

## 目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第28号	宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例	1
議案第29号	宇治市市税条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市市税条例	2

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条 (略) (特殊勤務手当の種類)	第1条 (略) (特殊勤務手当の種類)
第2条 特殊勤務手当の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(7) (略) (新設)	第2条 特殊勤務手当の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(7) (略) <u>(8) 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当</u>
第3条～第9条 (略) (新設)	第3条～第9条 (略) <u>(災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当)</u> 第10条 <u>災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害救助、被災者支援又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した職員に対し、勤務1日につき840円以内の額(これらの作業が著しく危険であると市長が認める場合又は市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合にあつては、勤務1日につき1,680円以内の額)を市長の定める計算方法により支給する。</u>
第10条 (略)	第11条 (略)

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>第1条～第3条の3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第3条の3 (略)</p> <p><u>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)</u></p> <p><u>第3条の4 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第20条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</u></p> <p><u>2 前項前段の場合において、第20条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する</u></p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第5条～第30条 (略)</p>	<p><u>する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、令和6年度分の第27条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。</u></p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第5条～第30条 (略)</p>